

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
若藤 集 1	四万十市若藤字ヲムソ 992	221-3-17	畑	0.04	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	
若藤 集 2	四万十市若藤字アサカ谷 1339	221-2-1	山林	0.12	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	
若藤 集 3	四万十市若藤字ダン 1387	221-3-10	山林	0.11	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	
若藤 集 4	四万十市若藤字岩ヶ谷 1398	221-4-4	山林	0.40	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	
若藤 集 5	四万十市若藤字立岡 1225-1	180-6-14	山林	0.68	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	
若藤 集 6	四万十市若藤字西武井 1172	180-6-10 180-6-11	山林	1.04	2025 年 7 月 11 日から 2030 年 7 月 31 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。